

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第7号（平成20年4月23日）

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）及び宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（被保険者証の更新）

第2条 広域連合長は毎年8月1日に被保険者証の更新をするものとし、その有効期限は翌年の7月31日とする。

（被保険者証の無効）

第3条 次の各号のいずれかに該当する被保険者証は、無効とする。

- (1) 被保険者が法の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 被保険者証を亡失し、又は損傷したとき。
- (3) 被保険者証の有効期限を経過したとき。
- (4) 正当な理由がなく被保険者証の記載事項を訂正し、追加し、又は削除したとき。

（障害認定等証明書の交付）

第4条 法第50条第2号の規定による障害の状態の認定又は令第14条第6項の規定による特定疾病の認定を受けている者（法第55条第1項本文又は第2項の規定の適用を受ける者を除く。）が広域連合の区域外に住所を異動するときは、広域連合長に当該認定に係る証明を申請することができる。

2 広域連合長は、前項の申請を受けたときは、障害認定・特定疾病認定証明書を交

付するものとする。

(平成23年3月・一部改正)

(資格喪失証明書の交付)

第5条 法第50条第2号に規定する障害の状態に該当しなくなったため又は施行規則第8条第2項の規定による障害認定の撤回をしたため被保険者の資格を喪失した者は、広域連合長に当該資格の喪失に係る証明を申請することができる。

2 広域連合長は、前項の申請を受けたときは、被保険者資格喪失証明書を交付するものとする。

(負担区分等証明書の交付)

第6条 被保険者が広域連合の区域外に住所を異動するときは、当該被保険者が法第67条第1項の規定により支払うこととされている一部負担金の区分その他一部負担金に関する事項の証明を広域連合長に申請することができる。

2 広域連合長は、前項の申請を受けたときは、負担区分等証明書を交付するものとする。

(葬祭費の支給)

第7条 条例第2条の規定による葬祭費の支給を受けようとする者は、死亡した被保険者の被保険者証その他必要と認められる書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、その結果を通知するものとする。

(一部負担金の減免)

第8条 法第69条第1項第1号又は第2号の規定による一部負担金の減額又は免除(以下「一部負担金の減免」という。)は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)が過去1年以内に次の各号のいずれかに該当したことにより、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく市町村の条例の定めるところ

ろにより当該市町村民税が減免され、若しくはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定の適用があるものとして同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需用の額（以下「基準額」という。）以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下の場合又は世帯主が地方税法の規定による市町村民税が課されない者若しくは市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税が減免されている者である場合若しくはその属する世帯の世帯主等の収入の額の合計額が基準額以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3か月分に相当する額以下の場合であって、過去1年以内に次の各号のいずれかに該当したことにより、被保険者及び世帯主並びにその他の世帯員が一部負担金を支払うことが困難と認められるときに行うものとする。

- (1) 災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 死亡し、又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したこと。
- (3) 事業若しくは業務が休廃止され、事業若しくは業務における損失が生じ、又は失業したことにより、収入が著しく減少したこと。

2 一部負担金の減免の期間は、申請のあった日以後6月以内で広域連合長が定めるものとする。

（平成23年3月・一部改正）

（一部負担金の徴収猶予）

第9条 法第69条第1項第3号の規定による一部負担金の徴収猶予は、前条第1項の規定に該当する場合で、一部負担金の支払の時期を変更することにより一部負担金を支払うことができると認められるときに行うものとする。

- 2 一部負担金の徴収猶予の期間は、被保険者及び世帯主並びにその他の世帯員が一部負担金を支払うことができない事情を勘案して、申請のあった日以後6月以内で広域連合長が定めるものとする。

(災害による保険料の減免)

第10条 条例第18条第1項第1号の規定による保険料の減免（以下「災害による保険料減免」という。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 過去1年以内に災害により被保険者又は連帯納付義務者（以下「納付義務者」という。）の所有に係る住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 前年（保険料の減免の申請が1月から3月までの間に行われた場合にあっては前々年。以下同じ。）の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

- 2 災害による保険料減免は、保険料の減免が申請された日の属する年度（以下「申請年度」という。）の保険料を減免するものとする。ただし、申請年度の保険料の全部又は一部が納付され、申請年度においては減免すべき金額の全額を減免することができない場合は、申請年度及び翌年度の保険料を減免するものとする。

(死亡等による保険料の減免)

第11条 条例第18条第1項第2号の規定による保険料の減免は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 過去1年以内に世帯主が死亡し、又は納付義務者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。
- (2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

- 2 前条第2項の規定は、前項の保険料の減免について準用する。

(事業の廃止等による保険料の減免)

第12条 条例第18条第1項第3号の規定による保険料の減免は、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 過去1年以内に事業若しくは業務が休廃止され、事業若しくは業務における損失が生じ、又は失業したことにより、収入が著しく減少したこと。
- (2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

2 第10条第2項の規定は、前項の保険料の減免について準用する。

(特別の理由による保険料の減免)

第13条 条例第18条第2項の規定による特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合減免することができる。

- (1) 被保険者が法第89条に規定する刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に1月を超えて拘禁されたとき。
- (2) その他条例第18条第1項に準ずると広域連合長が認めたとき。

2 前項第1号の保険料の減免は、当該事由の消滅後速やかに申請するものとし、同号の事由が生じた日の属する月から当該事由が消滅した日の属する月の前月までの月割りの保険料の額とする。

3 第1項第2号の保険料の減免は、広域連合長が認める事由が生じた日から速やかに申請するものとし、広域連合長が別に定める保険料とする。

(平成23年8月・一部改正)

(保険料の徴収猶予)

第14条 条例第17条第1項の規定による保険料の徴収猶予は、納付義務者が第10条第1項、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定に該当し、又は条例第18条第2項の規定により保険料を減免することができる場合で、保険料の納付の時期を変更することにより保険料を納付することができると認められるときに行うものとする。

- 2 保険料の徴収猶予の期間は、納付義務者が保険料を納付することができない事情を勘案して、申請のあった日から6月以内に広域連合長が定めるものとする。

(様式)

第15条 法令、条例及びこの規則の規定による書類その他後期高齢者医療の運営に必要な書類の様式は、別表のとおりとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、後期高齢者医療に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年度における被保険者証の更新の特例)

- 2 第2条の規定にかかわらず、平成20年8月1日においては被保険者証の更新をしないものとし、平成20年7月31日までに被保険者の資格を取得した者の被保険者証の有効期限は、平成21年7月31日とする。

(東日本大震災に伴う一部負担金等の免除等)

- 3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に伴う一部負担金等の免除等については、第8条の規定に係わらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及びこれに関する法令等によるものとする。

(平成23年8月・追加)

(東日本大震災に伴う平成24年10月1日以降の一部負担金の免除)

- 4 前項の規定により法第69条による一部負担金免除措置が適用される被保険者であって、前項の法令等の要件に該当する者については、前項の規定による一部負担

金免除措置の適用期間が満了した場合においても、引き続き一部負担金免除措置を行うものとし、その適用期間を平成25年3月31日までとする。

(平成24年9月・追加)

(東日本大震災に伴う保険料の減免)

- 5 東日本大震災に伴う保険料の減免については、第10条から第12条の規定を適用せず、第13条第1項第2号によるものとし、同条第3項の規定に係わらず平成25年3月29日まで申請するものとする。ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者に係る保険料の減免については、平成26年3月31日まで申請するものとする。

(平成23年8月・追加, 平成24年7月・一部改正, 平成24年9月・旧第4項繰下, 平成25年3月・一部改正)

附 則 (平成22年3月24日規則第4号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日) 規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年8月11日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年7月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成24年9月28日規則第3号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月8日規則第1号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

別表（第15条関係）

（平成22年3月・平成23年8月・平成24年7月・平成25年2月・一部改正）

様式番号	様式の種類
様式第1号	後期高齢者医療障害認定申請書及び資格取得（変更・喪失）届書
様式第2号	後期高齢者医療障害認定申請書却下通知書
様式第3号	後期高齢者医療被保険者資格取得（変更・喪失）届出書
様式第4号	後期高齢者医療障害認定・特定疾病認定証明書
様式第5号	後期高齢者医療被保険者資格喪失等証明書
様式第6号	後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書
様式第7号	後期高齢者医療被保険者証返還通知書
様式第8号	後期高齢者医療基準収入額適用申請書
様式第9号	後期高齢者医療基準収入額適用申請却下通知書
様式第10号	後期高齢者医療仮徴収額決定通知書
様式第11号	後期高齢者医療保険料額決定通知書
様式第12号	後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書
様式第13号	後期高齢者医療保険料額変更決定通知書
様式第14号	後期高齢者医療保険料に関する所得状況等申告書
様式第15号	後期高齢者医療簡易申告書
様式第16号	後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書
様式第17号	後期高齢者医療保険料徴収猶予決定・却下通知書
様式第18号	後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書
様式第19号	後期高齢者医療保険料徴収猶予理由消滅申告書
様式第20号	後期高齢者医療保険料減免申請書
様式第21号	後期高齢者医療保険料減免決定通知書
様式第21号の2	後期高齢者医療保険料減免変更決定通知書
様式第22号	後期高齢者医療保険料減免却下通知書
様式第23号	後期高齢者医療保険料減免取消通知書
様式第24号	後期高齢者医療保険料減免理由消滅申告書
様式第25号	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書
様式第26号	後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書
様式第27号	後期高齢者医療一部負担金減額証明書
様式第28号	後期高齢者医療一部負担金免除証明書

様式第 2 9 号	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請却下通知書
様式第 3 0 号	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予理由消滅申告書
様式第 3 1 号	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予取消通知書
様式第 3 2 号	後期高齢者医療特定疾病認定申請書
様式第 3 3 号	後期高齢者医療特定疾病認定申請却下通知書
様式第 3 4 号	後期高齢者医療特定疾病療養受領証の返還通知書
様式第 3 5 号	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書
様式第 3 6 号	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請却下通知書
様式第 3 7 号	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の返還通知書
様式第 3 8 号	後期高齢者医療負担区分等証明申請書
様式第 3 9 号	後期高齢者医療負担区分等証明書
様式第 4 0 号	後期高齢者医療療養費支給申請書
様式第 4 1 号	後期高齢者医療療養費支給申請書（補装具）
様式第 4 2 号	後期高齢者医療移送費支給申請書
様式第 4 3 号	後期高齢者医療療養費支給申請書（はり・きゅう用）
様式第 4 4 号	後期高齢者医療療養費支給申請書（マッサージ用）
様式第 4 5 号	後期高齢者医療特別療養費支給申請書
様式第 4 6 号	後期高齢者医療高額療養費支給申請書
様式第 4 7 号	後期高齢者医療高額介護合算療養費支給申請書
様式第 4 8 号	後期高齢者医療食事療養差額支給申請書
様式第 4 9 号	後期高齢者医療葬祭費支給申請書
様式第 5 0 号	後期高齢者医療給付療養費支給決定通知書（受領委任債権者宛）
様式第 5 1 号	後期高齢者医療給付支給決定通知書
様式第 5 2 号	後期高齢者医療給付支給申請却下通知書
様式第 5 3 号	後期高齢者医療給付制限通知書
様式第 5 4 号	後期高齢者医療特別療養費一時差止通知書
様式第 5 5 号	第三者の行為による被害届
様式第 5 6 号	東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免申請書
様式第 5 7 号	東日本大震災に係る後期高齢者医療保険料減免職権申請書
様式第 5 8 号	東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請書
様式第 5 9 号	東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請書 一括交付用
様式第 6 0 号	東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等免除証明書

様式第 6 1 号	後期高齢者医療一部負担金等還付申請書 東日本大震災用
様式第 6 2 号	東日本大震災後期高齢者医療一部負担金免除証明書
様式第 6 3 号	東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除認定取消通知書